

## 令和4年度 第3回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 令和4年11月21日(月) 10:00~12:00

場所 市役所本庁舎6階第5会議室

### — 次 第 —

#### 1 開 会

#### 2 委員長あいさつ

#### 3 議 事

##### (1) 審査事項

- ① 市民活動表彰の審査について 【資料1】

##### (2) 報告事項

- ① 市民まちづくり提案事業協働事業部門(行政提案型事業)について 【資料2】
- ② 参画と協働のまちづくりフォーラム(啓発事業)について 【資料3】
- ③ 地区公民館の幅広い活用に向けた検討状況について 【資料4】
- ④ 官民連携提案窓口(仮称)の開設に向けた検討について 【資料5】

##### (3) 協議事項

- ① 市民自治推進委員会意見書の作成について 【資料6】  
※参考資料：協働のまちづくりガイドライン進捗状況

##### (4) その他

#### 4 閉 会

## 鳥取市市民自治推進委員会委員

【R3.4.1～R5.3.31】

(50音順)

氏名	所属等	区分
カンベ 神部 みゆき	公募委員	公募による者
クラモチ ヒロミ 倉持 裕彌	公立鳥取環境大学経営学部准教授	学識経験のある者
ササキ 佐々木 ちよ子	鳥取市連合婦人会会長	民間団体に属する者
サトウ マサシ 佐藤 匡	鳥取大学地域学部准教授	学識経験のある者
シモザワ マサユキ 下澤 理如	公募委員	公募による者
スズキ ツタオ 鈴木 伝男	公募委員	公募による者
ツバキ ヨシヒロ 椿 善裕	(公財) とっとり県民活動活性化センター 企画員	民間団体に属する者
ナカガワ ゲンヨウ 中川 玄洋	(特非) bankup 代表理事	民間団体に属する者
タニグチ マスミ 谷口 真澄	鳥取市自治連合会副会長	民間団体に属する者
マツモト ミチエ 松本 美智恵	(社福) 鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課参事	民間団体に属する者

# 令和4年度 市民活動表彰者の選考

## 表彰推薦者の選考の流れ

1. 表彰推薦者の選考方法の説明
2. 候補者の紹介
3. 採点
4. 協議
5. 表彰推薦者の決定

## 市民活動表彰 選考方法について（令和4年度）

市民活動表彰の制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的としています。

### 1 推薦対象者及び推薦に当たっての要件

#### 推薦対象者

市内を中心として市民活動に取り組み、鳥取市の市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者

#### 推薦基準

- (1) 市内を中心に市民活動に取り組んでいること（活動が市民を対象としているか）
- (2) 社会貢献性の高い活動、先駆的な活動、地域の活性化を促進する活動など、市民や地域などの利益の増進につながる活動であること。（市民や地域などの利益のためになされる活動であるか）
- (3) 原則として5年以上継続している活動で、今後も継続的な活動が期待できること。

### 2 選考方法及び選考基準

この表彰制度は一過性のものではなく、今後も継続していく制度であり、年度により表彰該当者のばらつきが発生することを抑えるため、下記の選考基準を設けて委員会における適否の判定の際に運用していくこととします。

#### 選考基準

- ①先駆性・独自性……他の模範となる先駆的な取組である。または、ユニークな点や創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取組である。
- ②発展性……規模の拡大や内容の多様化、他への波及が期待できる。
- ③協働性・連携性……行政と協働して行っている。または、市民と連携・協力して行っている。
- ④効果性……市民の満足度が高い活動である。または、地域の活性化に寄与する活動である。
- ⑤継続性……今後も継続的な活動が期待できる。

それぞれの活動団体・個人ごとに、上記の項目のいずれかに当てはまる活動であるかどうかを委員会で審査し、市長への推薦の適否を判断することとします。

※ 審査の結果、市民自治推進委員会の委員の意見が分かれた場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとします。

#### （参考）推薦状況

平成29年度は6件推薦があり、委員会として全て市長へ推薦を行いました。  
 平成30年度は2件推薦があり、委員会として全て市長へ推薦を行いました。  
 令和元年度は2件推薦があり、委員会として全て市長へ推薦を行いました。  
 令和2年度は1件推薦があり、委員会として市長へ推薦を行いました。  
 令和3年度は3件推薦があり、委員会として市長へ推薦を行いました。

## 鳥取市市民まちづくり提案事業協働事業部門について

テーマ1：公共施設を活用した脱炭素の取組啓発

申請団体：1団体

審査会（6/22実施）の結果、下記のとおり事業団体を決定いたしました。

団体名	特定非営利活動法人ふふや
事業名	施設事情調査と環境整備によるライフサイクルコスト削減対策の検証事業
補助金額	60万円
所管課	資産活用推進課、生活環境課
目的	公共施設における断熱効果の実証実験を行い、その結果と取組を広く市民へ発信していくことで、公共施設のライフサイクルコスト（光熱費等）の削減および脱炭素社会の実現につなげる。
内容	<p>(1) 実態調査（9～10月実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブの現地調査を実施</li> <li>・施工施設の選定 → 「せんきょう児童クラブ」に決定</li> </ul> <p>(2) 実証事業（12月頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ形式で施設に内窓を設置（参加者を募集しDIY実施）</li> <li>・断熱効果を検証</li> <li>・今後の環境整備に関するデータ収集</li> </ul> <p>(3) 広報・啓発活動（1～2月頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを対象としたイベント等で脱炭素に向けた啓発活動を実施</li> </ul>

テーマ2：日本遺産を生かしてまちを元気に

申請団体：1団体

審査会（9/30実施）の結果、下記のとおり事業団体を決定いたしました。

団体名	鳥取商工会議所青年部
事業名	シビックプライド 鳥取力を市民のちからで！「日本遺産・麒麟獅子」
補助金額	30万円
所管課	文化交流課
目的	麒麟獅子舞をはじめとする日本遺産ストーリーの浸透を図るため、より多くの、かつ幅広い世代の市民に向けた普及啓発活動、ならびに市外から鳥取を訪れる観光客への情報発信に取り組み、「市民が誇りに思う鳥取市」の実現につなげる。
内容	<p>(1) 看板制作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容：日本遺産ストーリーや麒麟獅子舞等の紹介</li> <li>・特定の場所に固定せず、運搬可能な看板を制作</li> <li>→さまざまな場所や機会を通じて、より多くの人々へアピール</li> </ul> <p>(2) 広報・啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントや公共的スペース、鳥取城跡一帯の中で多くの観光客が訪れる国指定重要文化財「仁風閣」等における看板の活用を想定</li> <li>・市民に看板の写真や記事をSNS等により発信してもらい、鳥取市や麒麟のまち圏域への関心の喚起、誘客、地域の活性化へ</li> </ul>

## 令和4年度 参画と協働のまちづくりフォーラム（啓発事業）について

### 1 目的

近年は、地区公民館を拠点として、公共交通空白地帯を解消する共助交通の運行や、情報格差を解消する企業と連携したスマホ教室など特色のある活動が展開されており、今後も地域や社会が抱える課題解決の場として、より活用される施設となることが期待されています。

本事業では、地区公民館活用の可能性や、鳥取市がめざす地域共生社会の実現に向けて拠点となる公共施設の役割などについて事例を含めて情報共有し、学ぶ機会を設けます。併せて、各地域においては、自身の地域に当てはめていただくことで、これからの地区公民館や地域のあり方を考える契機とすることを目的とします。

### 2 内容（たたき台）

- (1) ぴよんぴよんネットによる行政番組放送（司会：ぴよんぴよんネット）  
タイトル「これからの公民館は？考えよう、暮らしを支える地域の拠点」

#### 地域づくりと地域福祉についてのトーク【60分】

- ・市民自治推進委員会委員長：地域と行政をつなぐ視点として。有識者として。
  - 公民館を取り巻く他自治体の事例
  - NPOや市民活動団体が関わる公民館へ（多目的な利用）
  - まち協による地域福祉
- ・市社協（地域と取り組みたいこと、社協の取組）：地域共生社会の実現に向けた旗振り役
  - これから不可欠となる視点、地域共生社会とは？
  - 鳥取市における地域共生社会の実現に向けた取組 VTR②
  - 地域共生社会において、地域の拠点となる地区公民館 VTR①
- ・市公連会長：地域の拠点施設を管理する立場として。地域を知るものとして。
  - 地域の状況
  - 社会教育は維持、その他のニーズにも応える公民館
  - 地域共生社会において公民館としてできること
- ・市協働推進課長：行政の立場として。地区公民館の活用幅を広げる検討の旗振り役
  - 公民館の成り立ち
  - 社会教育と地域づくり・地域課題解決の融合 VTR③
  - 公民館を幅広く活用する多機能化に向けた検討

#### 【VTR】

- ①岩倉地区における地域食堂の取組（住民主体で公民館職員はサポート役）
  - 幅広い年齢層が子ども食堂を通じて交流する多世代交流の場として
- ②大和地区における暮らしを考える会の取組（公民館職員も参加）
  - 地域の実情を踏まえながら地域の課題や取り組みを語り合う場として
- ③新しいニーズへの対応 ※ぴよんぴよんネットが保有している映像を活用  
例：明治：軽トラマルシェ、国英：共助交通、スマホ教室）

- (2) 放送内容を録画したDVDの作成（後日、インターネット配信、DVD貸出を実施）

### 3 実施時期

- 1月中旬 収録
- 1月下旬 放送

## 地区公民館の幅広い活用に向けた検討について

### 1 検討内容

本市は、地域組織を支援する取組の一環として、地区公民館が果たしてきた「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を継承しつつ、地区公民館を『地域のアイデアを実現できる、多様な目的で幅広く活用可能な施設』へ移行することを検討しています。これは、地区公民館をより幅広いニーズに対して柔軟に応えられる施設とすることで地域の活性化等につなげていくことを目的とするものです。

また、福祉や防災など地域課題が多様化する中、課題毎に新たな施設を整備するのではなく、一つの施設を様々な目的で活用することで、財政負担を抑えつつ、地域課題の解決等に寄与する施設とします。

### 2 見直しによって変更となる点

	変更しない点	変更する点
利用者	<u>地区内の住民が優先して施設を使用することができます。</u>	<u>民間事業者の使用や営利活動も可能とします。</u>
使用料	<u>地区内の住民が非営利目的で施設を使用する際は発生しません。</u>	上記の目的で施設を使用する際は、 <u>使用料金を徴収します。</u>
社会教育	地域での学びの機会（生涯学習事業・各種講座等）の提供については教育委員会が所管します。	「変更なし」 ※教育委員会が関与
施設管理	施設の管理・運営は市長部局が行います。	「変更なし」 ※市直営で運営 ※条例改正し所管を市長部局へ

○社会教育法の適用外施設として、関係条例の改廃を行います。

○公民館職員の処遇は変わりません。（市会計年度任用職員として勤務）

### 3 経過等

令和4年7月 鳥取市公民館運営審議会、鳥取市社会教育委員会議からの意見聴取  
公民館職員からの意見聴取

8月 公民館職員からの意見に対する回答  
各地区公民館運営委員への情報提供  
社会教育委員会議長と市民自治推進委員会委員長の意見交換

9月 市議会（総務企画・文教経済委員会）に報告

10月 地区会長会において概要報告、用瀬地域振興会議へ説明  
現在、公民館運営委員や地区からの意見を集約中

#### (2) 今後の予定

令和4年11月 公民館職員で構成する検討部会を設置  
（貸出基準や使用料設定等、詳細な運営ルールについて検討）

12月 市議会全員協議会で報告

令和5年2月 市報で取り組み概要を周知

3月 事業全体像（素案）の作成、周知

4年～ 事業全体像（素案）を基に協議、各種手続き、住民周知

令和6年4月～ 幅広い活用の開始

# 官民連携提案窓口（仮称）の開設について（案）

資料5

※協働のまちづくりガイドライン（柱4）

## 1 目的・内容

行政と民間との協働によって、市政運営の課題解決や行政サービスの充実等を図るため、**新たな官民連携事業の提案**を受け付ける**窓口を開設**します。

窓口では、民間事業者からの**提案を知的財産として保護しつつ対話**を行い、内容に応じて

- ①所管する部署が明確な場合は、既存制度の紹介や所管課への橋渡しによって事業化を検討
- ②新たな取組の場合は、審査会で要件を満たすことを確認した後、提案者と協定書を締結し、事業化に向けて伴走支援（市が提案者との随意契約を前提として募集）
- ③提案の熟度が浅い場合は、各種制度等の相談や情報提供、事業化に向けた助言

など、官民連携事業の実現に向けて、民間の取組を柔軟にサポート・協働します。

## 2 提案・相談できる者（次のすべての要件を満たす方）

- ①**提案内容を提案者自らが企画・実施できる能力を有する者**（企業、NPO法人、市民団体、任意組織等）
- ②宗教活動や政治活動を行うことを目的としていない者
- ③暴力団又は暴力団の統制下にないない者

## 3 窓口で受け付ける内容（次のすべての要件を満たす内容）

- ①**市政課題の解決や行政サービスの向上、地域活性化等に寄与**すること
  - ②市と提案者が協働する（双方が対等の立場で協力し合う）こと
  - ③**市の新たな財政負担の増加を伴わない**こと  
（事前に市が提示する特定課題に対してはその他の条件を付する可能性あり）
- 《次の内容は除きます》
- ①特定の個人や団体のみが利益を受ける事業の提案等
  - ②提案者が市から既存業務を受託しようとする提案等

## 4 窓口開設に向けた準備

- ①**全庁の協力体制**（庁内の情報共有、提案内容への柔軟な対応）
- ②**窓口体制の整理**（職員のスキルアップ）
- ③**民間への情報提供**（行政側の発信強化、官民で情報共有する場の構築）



## 市民自治推進委員会意見書の作成について（案）

### 1 目的

2年間の委員会を振り返り、市の取組や協働のまちづくり推進に向けた意見、次期の市民自治推進委員会で議論を深める項目等について意見書として市長へ提出する。（委員改選を前に提出）

### 2 内容

#### （1）協働のまちづくりガイドラインにおける取組に対する意見

（構成もガイドラインに沿ったものにするか検討）

柱1：地域コミュニティ活動の支援

柱2：テーマコミュニティ活動の支援

柱3：ボランティア活動の推進

柱4：市政運営の課題解決につながる活動への支援

柱5：持続的な協働のまちづくりの促進（基盤整備）

#### （2）意見の内容

- ①令和5年度以降、特に注力することや改善を求める点
- ②その他、参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項
- ③各委員の意見（参考意見として添付）

### 3 スケジュール

令和4年11月	第3回委員会
12月～	メール等で意見照会
令和5年2月	第4回委員会（意見書の概要確認）
	委員長と事務局で詳細調整
	完成後、市長へ提出